

他の用紙は、**この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、使用するものとする**。

愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務部総務課（毎週火・金曜日発行）

目 次

規 則

- | | | | |
|----------------------------------|------|----------|-----|
| ○愛知県行政組織規則の一部を改正する規則 | 第53号 | (総務部総務課) | 1 |
| ○職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則 | 第54号 | (人事課) | 1 4 |
| ○建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則 | 第55号 | (建築指導課) | 1 5 |

企業庁管理規程

- | | | | |
|--------------------------------------|------|-------|-----|
| ○愛知県企業庁長が管理する行政文書の開示に関する規程の一部を改正する規程 | 第11号 | (総務課) | 1 6 |
|--------------------------------------|------|-------|-----|

病院事業庁管理規程

- | | | | |
|-------------------------|------|-------|-----|
| ○愛知県病院事業庁財務規程の一部を改正する規程 | 第11号 | (管理課) | 1 6 |
|-------------------------|------|-------|-----|

告 示

- | | | | |
|---------------------------------------|-------|---------|-----|
| ○公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職の指定の一部改正 | 第304号 | (人事課) | 1 6 |
| ○中部国際空港の航空機騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定 | 第305号 | (大気環境課) | 1 7 |
| ○航空機騒音に係る環境基準の地域の類型の指定の一部改正 | 第306号 | (同) | 1 7 |
| ○建築基準法施行細則第5条の2第2項の書類 | 第307号 | (建築指導課) | 1 7 |

人事委員会告示

- | | | | |
|--|-----|-------|-----|
| ○人事委員会の事務局長に対する事務の委任に関する規則第2条の規定に基づく人事委員会の事務の一部委任に関する決定の一部改正 | 第3号 | (審査課) | 1 8 |
|--|-----|-------|-----|

訓 令

- | | | | |
|-----------------|------|----------|-----|
| ○愛知県公報発行規程の一部改正 | 第15号 | (総務部総務課) | 1 9 |
| ○愛知県事務決裁規程の一部改正 | 第16号 | (同) | 1 9 |

規 則

愛知県行政組織規則の一部を改正する規則を以下に公布する。

平成十八年三月三十日

愛知県知事 仲田真秋

愛知県規則第五十二号

愛知県行政組織規則の一部を改正する規則

愛知県行政組織規則(昭和二十九年愛知県規則第111号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四条」を「第二条の二」に改める。
第二条の二項第一号中「愛知県有林事務所」を「愛知県水産試験場」に、「愛知県森林・林業技術センター」を「愛知県有林事務所」に、「愛知県水産試験場」を「愛知県森林・林業技術センター」に改める。

第二章中第四条の前に次の二条を加える。

第二条の二 知事政策局に次の一課を置く。

企画調整課

企画課

広報広聴課

秘書課

行政運営課

行政運営課

企画課

企画課</

54 國際課に多文化共生推進室を置く。

55 多文化共生社会の形成に関する施策の総合的な企画調整に関すること。

56 多文化共生推進事業に関すること（他の部局及び課の事務分掌事項を除く）。

57 第五条中第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項から第十項までを一項ずつ繰り上げる。

第六条第一項中「県民課」「県民生活部」「社会活動課」「社会活動推進課」を改め、同条第二項中「県民課」を「県民総務課」に改め、同条第三項中「県民課」を「県民総務課」に改め、同条第四項中「県民課」を「県民総務課」に改め、同条第五項中「県民課」を「県民総務課」に改め、同条第六項を同条第四項とし、同項の次に次の二項を加える。

58 行政文書の開示に関する事務をつかさどる。

59 県の機関及び事業者の保有する個人情報の保護に関する事務をつかさどる。

60 第六条第二項中第十号から第二十一号までを削り、第二十二号を第十号とし、第二十三号を第十一号とし、第二十四号を第二十二号とし、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「県民課」を「県民総務課」に改め、同条第六項を同条第四項とし、同項の次に次の二項を加える。

61 市町村の防災対策に関する助言、連絡調整等に関する事務をつかさどる。

62 行政資料その他県政に関する情報の収集及び提供の実施に関する事務をつかさどる。

63 行政文書（公安委員会及び警察本部長が管理している行政文書を除く）の開示請求の受付及び開示の実施に関する事務をつかさどる。

64 保有個人情報（公安委員会及び警察本部長が保有している保有個人情報を除く）の開示、訂正及び利用停止の請求の受付並びに開示の実施に関する事務をつかさどる。

65 消費者取扱いについての相談の実施に関する事務をつかさどる。

66 消費者行政に関する施策の総合的な企画調整に関する事務をつかさどる。

67 消費者被害の防止及び救済に関する事務をつかさどる。

68 消費者啓発に関する事務をつかさどる。

69 消費生活相談に関する事務をつかさどる。

70 消費生活に関する調査並びに情報の収集及び提供に関する事務をつかさどる。

71 商品テストに関する事務をつかさどる。

72 消費者団体の育成に関する事務をつかさどる。

73 物価に関する県民生活の安定の緊急対策に関する事務をつかさどる。

74 消費生活協同組合に関する事務をつかさどる。

75 海外渡航者の一般旅券に関する事務をつかさどる。

76 第六条第七項を削り、同条第八項中第六号から第八号までを削り、第九号を第六号とし、第十号から第十八号までを二号ずつ繰り上げ、同項を同条第六項とし、同条第九項を同条第七項とし、同条第十項を同条第十九項とし、同項の次に次の二項を加える。

77 地域安全課においては、次の事務をつかさどる。

78 安全なまちづくりの推進に関する施策の総合的な企画調整に関する事務をつかさどる。

79 交通安全対策の総合的な企画調整に関する事務をつかさどる。

80 第六条第十一項を削り、同条第十一項中「文化学事課」を「文化芸術課」に改め、同項第一号中「文化」を「文化芸術」に改め、同項第一号から第四号までを削り、第五号を第一号とし、同项第六号中「文化」を「文化芸術」に改め、「及び教育」を削り、同号を同項第三号とし、同項を同条第十項とし、同項の次に次の二項を加える。

81 学事振興課においては、次の事務をつかさどる。

82 教育に関する施策の総合的な企画調整及び推進に関する事務（教育委員会に属するものを除く）。

83 宗教法人に関する事務をつかさどる。

84 私立学校に関する事務をつかさどる。

85 県立の太学の改革その他県立の大学に関する事務をつかさどる。

86 第六条第十三項中「文化学事課」を「学事振興課」に改め、同項を同条第十一項とし、同項の次に次の二項を加える。

87 私立学校振興室においては、私立学校に関する事務を処理する。

88 第六条第十四項を削り、同条第十五項中「文化学事課」を「学事振興課」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項を同条第十五項とし、同項の次に次の二項を加える。

89 国の委託統計調査に関する事務（他の部局及び課の事務分掌事項を除く）。

90 愛知県統計調査条例（昭和二十六年愛知県条例第十号）に基づく統計調査に関する事務をつかさどる。

91 統計調査の届出に関する事務をつかさどる。

92 統計思想の普及啓発に関する事務をつかさどる。

93 経済に関する基礎的な調査及び研究に関する事務（他の部局及び課の事務分掌事項を除く）。

94 第六条の二第一項中「防災課」を「防災危機管理課」に、「消防課」を「災害対策課」に、「産業保安課」を「消防保安課」に改め、同条第二項中「防災課」を「防災危機管理課」に改め、同項第一号中「防災局」の下に「全般」に関連する政策の調整並びに「防災局」を加え、同項第七号を次のように改める。

95 第六条の二第一項中第九号から第十七号までを削り、第十八号を第九号とし、同条第二項を次のように改める。

96 災害対策課においては、次の事務をつかさどる。

97 災害等の危機管理体制の確保に関する事務（他の部局及び課の事務分掌事項を除く）。

98 第六条の二第一項中第九号から第十七号までを削り、第十八号を第九号とし、同条第二項を次のように改める。

99 地震災害、風水害、石油コンビナート灾害その他の災害の対策に関する事務（他の部局及び課の事務分掌事項を除く）。

100 自衛隊への災害派遣要請に関する事務をつかさどる。

101 災害救助に関する事務（地域福祉課の事務分掌事項を除く）。

102 武力攻撃事態等（緊急対処事態を含む。以下この項及び第十六条第三項において同じ。）における国民の保護等のための措置に関する総合的な企画調整及び推進に関する事務をつかさどる。

103 市町村の実施する武力攻撃事態等における国民の保護等のための措置に関する助言、連絡調整等に関する事務をつかさどる。

104 武力攻撃事態等における自衛隊への派遣要請に関する事務をつかさどる。

105 第六条の二第四項中「産業保安課」を「消防保安課」に改め、同項中第五号を第十一号とし、第一号から第四号までを六号ずつ繰り下げ、同項に第一号から第六号までとして次の六号を加える。

106 市町村の消防に関する助言、連絡調整等に関する事務をつかさどる。

107 火災予防思想の普及啓発に関する事務をつかさどる。

108 消防施設の強化拡充に関する事務をつかさどる。

109 消防学校に関する事務をつかさどる。

110 無線通信に関する事務をつかさどる。

111 第六条の二第四項中「産業保安課」を「消防保安課」に改め、同項中第五号を第十一号とし、第一号から第四号までを六号ずつ繰り下げ、同項に第一号から第六号までとして次の六号を加える。

112 市町村の消防に関する助言、連絡調整等に関する事務をつかさどる。

113 火災予防思想の普及啓発に関する事務をつかさどる。

114 消防施設の強化拡充に関する事務をつかさどる。

115 消防学校に関する事務をつかさどる。

116 廃棄物の適正な処理の促進に関する事務をつかさどる。

117 第七条第八項に第一号として次の二号を加える。

118 資源循環に関する施設の推進に関する事務（他の部局及び課の事務分掌事項を除く）。

119 第七条第八項を同条第九項とし、同条第七項第二号中「産業技術課」を「消防保安課」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項及び第六項を削り、同条第四項中「水環境課」を「水地盤環境課」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項第四号を削り、同項第五号中「地球温暖化対策及び」を削り、同号を同項第五号中「地球温暖化対策」を削り、同号を同項第四号とし、同号の次に次の二号を加える。

120 地球温暖化対策の推進に関する事務をつかさどる。

121 第七条第三項を同条第四項とし、同項の次に次の二項を加える。

122 地球温暖化対策室においては、次の事務を処理する。

123 自動車環境対策の推進に関する事務をつかさどる。

- 3 第七条第一項の次に次の二項を加える。
- 3 環境活動推進課においては、次の事務をつかさどる。
- 3 環境マネジメントシステム及び事業活動に係る環境配慮の推進に関すること。
- 3 環境情報の収集及び提供に関すること。
- 3 地域環境保全委員に関すること。
- 3 環境影響評価に関すること。
- 3 化学物質対策及び環境リスク対策に関すること（他の部局及び課の事務分掌事項を除く）。
- 11.10 第七条に次の二項を加える。
- 11.10 廃棄物監視指導室においては、次の事務を処理する。
- 11.10 産業廃棄物の適正な処理のための監視及び指導に関すること。
- 11.10 廃棄物に係る苦情処理に関すること。
- 第八条第一項中「健康対策課」「児童家庭課」「医療国保課」を「地域福祉課」「高齢福祉課」「障害福祉課」に改め、同条第一項第六号を次のように改める。
- 6 介護保険事業者及び障害福祉サービス事業者等の指導及び監査に関すること。
- 6 第八条第一項中第七号を削り、第八号を第七号とし、同条第四項及び第五項を削り、同条第二項第一号中「健康福祉部」の下に「一般に関連する政策の調整並びに健康福祉部」を加え、同項中第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号から第十八号までを削り、第十九号を第五号とし、第二十号を第六号とし、同項第二十一号中「及び女性相談センター」を削り、同号を同項第七号とし、同項第二十一号中「医療審議会」を加え、同号を同項第八号とし、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。
- 4.3 会員健康福祉総務課に監査指導室を置く。
- 4.3 監査指導室においては、次の事務を処理する。
- 4.3 社会福祉審議会及び衛生対策審議会を加え、同号を同項第八号とし、同項を同条第五項とし、会員健康福祉総務課に監査指導室を置く。
- 4.3 介護保険事業者及び障害福祉サービス事業者等の指導及び監査に関すること。
- 4.3 介護保険事業者及び障害福祉サービス事業者等の指導及び監査に関すること。
- 4.3 第八条第十項を同条第十四項とし、同条第九項第九号中「猛獸等の飼養の制限」を「動物による人の生命に対する侵害を防止するための措置」に改め、同項第十八号中「衛生検査技術並びにこれらの」を「その」に改め、同項を同条第十二項とし、同項の前に次の二項を加える。
- 4.3 健康対策課においては、次の事務をつかさどる。
- 4.3 結核の予防及び医療に関すること。
- 4.3 ハンセン病に関すること。
- 4.3 原子爆弾被爆者に関すること。
- 4.3 治療方法が確立していない疾病その他特殊の疾患により長期に療養を必要とする者の保健に関すること。
- 4.3 健康づくりに関すること。
- 4.3 生活習慣病の予防に関すること。
- 4.3 歯科保健に関すること。
- 4.3 栄養士及びその養成施設に関すること。
- 4.3 感染症の予防及び医療に関すること。
- 4.3 予防接種に関すること。
- 4.3 あいの健康の森健康科学総合センターに関すること。
- 4.3 その他疾病的予防に関すること（生活衛生課の事務分掌事項を除く）。
- 4.3 医療国保課においては、次の事務をつかさどる。
- 4.3 医師及び歯科医師に関すること。
- 4.3 診療放射線技師、歯科衛生士及び歯科技工士並びにこれらの養成施設に関すること。
- 4.3 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等及びこれらの養成施設に関すること。
- 4.3 理学療法士及び作業療法士並びにこれらの養成施設に関すること。
- 4.3 死体の解剖保存及び死因調査に関すること。
- 4.3 救急医療法人に関すること。
- 4.3 病院、診療所及び助産所に関すること。
- 4.3 国民健康保険に関すること。

- 12 老人保健のうち医療並びに入院時食事療養費、特定療養費、老人訪問看護療養費、移送費及び高額医療費の支給に関すること。
- 12 十四 福祉医療の助成に関すること。
- 12 十五 県立の看護専門学校及び歯科衛生専門学校に関すること。
- 12 十六 その他医療の普及向上に関すること。
- 8 第八条第八項第六号中「障害福祉手当」を「特別児童扶養手当、障害児福祉手当」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項を同条第九項とし、同項の前に次の二項を加える。
- 8 子育て支援課においては、次の事務をつかさどる。
- 8.1 児童の保育及び健全育成に関すること（職員厚生課の事務分掌事項を除く）。
- 8.2 少子化対策の総合的な調整に関すること。
- 8.3 第八条第六項第二号中「及び特別児童扶養手当」を削り、同項第五号中「児童手当」を「児童の防止に改め、「職員厚生課の事務分掌事項を除く。」を削り、同項第八号を削り、同項第九号中「児童・障害者相談センター」を「女性相談センター、児童・障害者相談センター」に改め、同号を同項第八号とし、同項を同条第七項とし、同項の前に次の二項を加える。
- 6 地域福祉課においては、次の事務をつかさどる。
- 6.1 民生委員に関すること。
- 6.2 社会福祉関係の寄附金に関すること。
- 6.3 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。
- 6.4 災害弔慰金の支給等に関すること（健康福祉総務課、児童家庭課、子育て支援課、高齢福祉課及び障害福祉課の事務分掌事項を除く）。
- 6.5 戦没者等の遺族の援護に関すること。
- 6.6 戦傷病者及び戦傷病者等の妻の援護に関すること。
- 6.7 未帰還者の調査等に関すること。
- 6.8 旧軍人軍属の軍歴に関すること。
- 6.9 旧軍人軍属等及びこれらの遺族の恩給に関すること。
- 6.10 引揚者等の援護に関すること。
- 6.11 旧軍人軍属等の級位及び勳章に関すること。
- 15 第八条に次の二項を加える。
- 15.1 第一項に定めるものほか、健康福祉部に健康対策課、医療国保課、生活衛生課及び医薬安全課の事務をつかさどらせるため、健康担当局を置く。
- 第九条第一項中「産業労働総務課」「中小企業金融融資課」「新産業振興課」「新産業流動融資課」「新産業立地通商課」を「新産業振興課」「新産業立地通商課」「新産業立地通商課」に改め、同条第一項中「産業労働政策課」に改め、同項第一号中「産業労働部」の下に「一般に関連する政策の調整並びに産業労働部」を加え、同条第五項中「新産業振興課」を「地域産業課」に改め、同項第一号中「産業技術課」を「新産業課」に改め、同項第二号中「鉱業」を「工業技術」に改め、同項中第四号から第八号までを削り、第三号を第四号とし、第二号の次に次の二号を加える。
- 三十三 中小企業の経営革新の支援に関する事務の総括調整に関すること。
- 三十三 第九条第五項中第九号を第五号とし、第十号を第六号とし、同号の次に次の二号を加える。
- 三十三 鉱業の振興に関すること。
- 三十三 高圧ガス、火薬類及び電気工事に係る産業の振興に関すること。
- 三十三 産業技術研究所に関すること。
- 三十三 第九条第五項第十一号を削り、同条第六項及び第七項を削り、同条第八項中「産業技術課」を「新産業課」に改め、同項第一号から第三号までを次のように改める。
- 三十三 一次世代産業の育成に関すること（他の部局及び課の事務分掌事項を除く）。
- 三十三 ベンチャーカンパニーの育成に関すること（他の部局及び課の事務分掌事項を除く）。
- 三十三 第九条第八項第五号及び第六号を次のように改める。
- 三十三 産業デザインの振興に関すること。
- 8.7 第九条第八項を同条第六項とし、同項の次に次の二項を加える。
- 8.7.1 新産業課に科学技術推進室を置く。
- 8.7.2 科学技術推進室においては、次の事務を処理する。
- 8.7.2.1 科学技術の振興に関すること。
- 8.7.2.2 次世代産業の育成に関すること（他の部局及び課の事務分掌事項を除く）。

- 二 科学技術の振興に関すること。
- 改め、同条第十一項及び第十二項を削り、同条第十項第四号中「家庭との面立支援」を「生活の調和の促進」に加える。同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同号の次に次の二号を加える。
- 十三 公益運営者保護に関すること（他の部局及び課の事務分掌事項を除く）。
- 項第九条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「観光交流課」を「観光コンベンション課」に改め、同項第三号中「通訳案内業の免許」を「通訳案内士の登録」に改め、同項第四号及び第五号を次のように改める。
- 四 大規模な催事及びコンベンションの企画及び誘致に関すること（他の部局及び課の事務分掌事項を除く）。
- 五 二千五年日本国際博覧会の開運事業に係る調整に関すること。
- 九 第九条中第九項を第十項とし、同項の前に次の二項を加える。
- 一 産業立地課においては、次の事務をつかさどる。
- 二 工場立地に関する届出及び調査に関すること。
- 三 企業誘致に関すること。
- 四 工業用水の使用的合理化に関すること。
- 五 海外との産業交流の促進に関すること（他の部局及び課の事務分掌事項を除く）。
- 九 第九条第十二項中第一号を第十四号とし、第二号を第十三号とし、第三号を第二号とし、第七号から第五号までを削り、第六号を第一号とし、第一号から第五号までを五号ずつ繰り上げ、同項に第一号から第五号までとして次の五号を加える。
- 一 地域雇用の確保に関すること。
- 二 若年者の雇用の促進等に関すること。
- 三 高齢者の雇用の促進等に関すること。
- 四 故障者者の雇用の促進等に関すること。
- 五 産業界を担う人材の育成に関すること（他の部局及び課の事務分掌事項を除く）。
- 九 第九条第十三項を同条第十二項とし、同条に次の二項を加える。
- 一 就業促進課に産業人材育成室を置く。
- 二 産業人材育成室においては、次の事務を処理する。
- 三 産業界を担う人材の育成に関すること（他の部局及び課の事務分掌事項を除く）。
- 四 職業能力開発計画に関すること。
- 五 公共職業能力開発施設の行う職業訓練に関すること。
- 六 職業訓練指導員に関すること。
- 七 職業能力検定に関すること。
- 八 技能尊重の啓発に関すること。
- 九 県立高等技術専門校及び愛知県立農業能力開発校に関すること。
- 十五 その他職業能力の開発及び雇用に関すること。
- 一 第一項に定めるものほか、産業労働部に労働福祉課及び就業促進課の事務をつかさどらせるため、労政担当局を置く。
- 十 第十条第一項中「農林総務課」を「農林政策課」に、「農地計画課」を「水産課」に、「農地整備課」を「農地計画課」に、「林務課」を「農地整備課」に、「森林保全課」を「林務課」に、「水産課」を「森林保全課」に改め、同条第二項中「農林総務課」を「農林政策課」に改め、同項第一号中「農林総務課」を「農林水産部」の下に「一般に関連する政策の調整並びに農林水産部」を加え、同項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十八号までを削り、第十九号を第七号とし、第二十号を第八号とし、同条中第十五項を削り、第十四項を第十七項とし、同条第十三項第五号中「農林総務課」を「農林検査課」に改め、同項を同条第十六項とし、同条中第十一項を第十五項とし、第一項を第十四項とし、第十項を第十二項とし、同項の次に次の二項を加える。
- 一 水産課においては、次の事務をつかさどる。
- 二 水産業の振興に関すること。
- 三 水産業協同組合等の水産業団体に関すること（農林検査課の事務分掌事項を除く）。
- 四 水産物及びその加工品の流通に関すること。
- 五 卸売市場（水産物を主な取扱いとする市場に限る）に関すること。
- 六 渔業災害補償に関すること。
- 七 渔業の調整及び取締りに関すること。
- 八 海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会に関すること。
- 九 渔船に関すること。

- 十 遊漁船に関すること。
- 十一 海洋生物資源の保存及び管理に関すること。
- 十二 水産業技術の改良普及に関すること。
- 十三 評議會業に係る事務に関すること。
- 十四 沿岸漁場の整備及び開発に関すること。
- 十五 渔港漁村の整備等に関すること（港湾課の事務分掌事項を除く）。
- 十六 水産試験場に関すること。
- 項第十条中第九項を第十一項とし、第八項を第十項とし、第七項第六号及び第七号を削り、同項を同条第九項とし、同条中第六項を第八項とし、第五項を第七項とし、第四項を第五項とし、同項の次に次の二項を加える。
- 一 食育推進課においては、次の事務をつかさどる。
- 二 飲食農産物及びその加工品の流通に関すること（畜産課及び水産課の事務分掌事項を除く）。
- 三 食育に係る施策の調整に関すること。
- 四 農林水産物の安全・安心に関する施策の調整に関すること。
- 五 農林水産加工品の流通の調整に関すること。
- 六 農林水産物資の品質表示の適正化に関すること。
- 七 農林検査課においては、次の事務をつかさどる。
- 一 農林水産部に属する工事に係る各種契約に関すること。
- 二 農林水産部に属する工事の検査に関すること。
- 三 農業協同組合、森林組合、水産業協同組合等の検査に関すること。
- 四 農業協同組合等の農業団体に関すること。
- 五 農業倉庫に関すること。
- 六 森林組合等の林業団体に関すること（林務課の事務分掌事項を除く）。
- 七 水産業協同組合等の水産業団体に関すること（水産課の事務分掌事項を除く）。
- 八 第十条に次の二項を加える。
- 一 第一項に掲げるもののほか、農林水産部に農地計画課、農地整備課、林務課及び森林保全課の事務をつかさどらせるため、農林基盤担当局を置く。
- 二 第一条第一項中「建設総務課」を「建設企画課」に、「住宅企画課」を「住宅整備課」に、「住宅管理課」を「公営住宅課」に改め、同条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、第八号から第十七号までを削り、第十八号を第七号とし、第十九号から第二十一号までを削り、第二十二号を第八号とし、同条第三項を削り、同条第四項中「建設企画室」を「建設企画課」に、「処理する」を「つかさどる」に改め、同項第一号中「建設部」の下に「一般に関連する政策の調整並びに建設部」を加え、同項を同条第三項とし、同項の次に次の二項を加える。
- 一 建設業不動産業課においては、次の事務をつかさどる。
- 二 建設業の許可及び建設業者の経営事項審査に関すること。
- 三 建設業の統計調査に関すること。
- 四 建設機械抵当に関すること。
- 五 清浄化槽工事業者の登録に関すること。
- 六 宅地建物取引業に関すること。
- 七 積立式宅地建物販売業に関すること。
- 八 不動産特定共同事業に関すること。
- 九 建設工事紛争審査会に関すること。
- 十 第一条第五項第一号中「住宅企画課」を「住宅計画課」に改め、同項第八号中「住宅企画課及び住宅管理課」を「住宅計画課及び公営住宅課」に改め、同項第十号中「住宅企画課」を「住宅計画課」に改め、同条第八項第五号中「都市景観」を「景観」に改め、同条第九項第一号及び第三号中「廃棄物対策課」を「資源循環推進課」に改め、同条第十項に次の二号を加える。
- 一 名古屋高速道路公社及び愛知県道路公社に関すること。
- 二 第十二条第十一項第四号を削り、同条第十五項中「住宅企画課」を「住宅計画課」に改め、同項第十一号を削り、同項中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の二号を加える。
- 一 マンション管理に関すること。
- 二 第十二条第十六項中「住宅整備課」を「公営住宅課」に改め、同項中第二号を第四号とし、第一号を第二号とし、第一号の次に次の二号を加える。
- 三 公営住宅及び特定公共賃貸住宅の管理に関すること。

第十一条第十六項に次の二号を加える。

17. 第十一条第十七項を次のように改める。

17. 公當住宅課に県當住宅管理室を置く。

17. 第十一条第十九項を同条第二十項とし、同条第十八項第七号中「防災課」を「防災危機管理課及び災害対策課」に改め、同項中第九号を削り、第八号を第九号とし、第七号の次に次の二号を加える。

18. 第十一条第十八項第十二号中「及び独立行政法人都市再生機構」を削り、同項を同条第十九項とし、同条第十七項の次に次の二項を加える。

18. 県當住宅管理室においては、次の事務を処理すること。

18. 公當住宅及び特定公共賃貸住宅の管理に関すること。

21. 第十一条に次の二項を加える。

21. 第二項に定めるもののか、住宅計画課、公當住宅課、建築指導課及び公共建築課の事務をつかさどらせるため、建築担当当局を置く。

21. 第十一条の二を削る。

21. 第十三条第二項第一号中「出納事務局」の下に「全般に関連する政策の調整並びに出納事務局」を加える。

21. 第十四条第一項中「行政課」を「行政課
産業誘致課」に改め、同条第三項総務課の分掌事務第六号中「行政課」を「他の課」に改め、同分掌事務の次に産業誘致課の分掌事務として次のように加える。

21. 産業誘致課

21. 企業誘致に関すること。

21. 企業等の動向の情報収集に関すること。

21. 觀光の振興並びに大規模な催事及びコンベンションの誘致に関すること。

21. 第十五条を削る。

21. 第十六条第二項中「及び室」を削り、「高士軽油引取税課」を「高士間税課」に改め、同条第五項中「安城軽油引取税課」を「安城間税課」に改め、同条第七項中「高士軽油引取税課及び高士軽油分析調査室」を「高士間税課」に、「安城軽油引取税課の」を「安城間税課の」に改め、同項の表中「愛知県名古屋南部県税事務所高士軽油分析調査室」を「愛知県名古屋南部県税事務所高士軽油引取税課」に、「愛知県名古屋南部県税事務所安城軽油引取税課」を「愛知県西三河県税事務所安城間税課」に改め、同条第八項高士軽油引取税課の分掌事務中「高士軽油引取税課」を「高士間税課」に改め、同分掌事務第二号及び第五号中「及び軽油引取税」を「軽油引取税及び産業廃棄物税」に改め、同分掌事務に次の二号を加える。

21. 軽油引取税に係る軽油その他の石油製品の分析試験、比重測定調査及び在庫数量調査に関すること。

21. 第十六条第八項安城軽油引取税課の分掌事務中「安城軽油引取税課」を「安城間税課」に改め、同分掌事務第二号及び第四号中「及び軽油引取税」を「軽油引取税及び産業廃棄物税」に改め、同分掌事務に次の二号を加える。

21. 第十六条第十一項の表愛知県名古屋東部県税事務所資料管理課中川駆在室の項中「愛西市」の下に「、弥富市」を加え、同条を第十五条とする。

21. 第十七条第三項県民総務課の分掌事務中第十二号を第十四号とし、第十一号を第十二号とし、第十号を第十二号とし、第九号の次に次の二号を加える。

21. 安全なまちづくりに関する施策の推進に関すること。

21. 交通安全施策に関すること。

21. 第十七条第二項行政災防課の分掌事務中第十九号を削り、第二十号を第十九号とし、第二十一号を第二十号とし、第二十二号を第二十一号とし、同項環境保全課の分掌事務中第一号を削り、第二号を第二号とし、同号の次に次の二号を加える。

21. 環境学習に関すること。

21. 第十七条第二項廃棄物对策課の分掌事務第二号中「循環型社会の形成」を「資源循環」に改め、同項産業労働課の分掌事務第十二号中「家庭との両立支援」を「生活の調和の促進」に改め、同分掌事務中第二十号を削り、第二十一号を第二十号とし、第二十二号から第二十四号までを一号ずつ繰り上げ、同条第八項環境衛生課の分掌事務第六号及び同項衛生課の分掌事務第六号並びに同条第十二項衛生課の分掌事務第六号中「及びハンセン病」を削り、同条を第十六条とする。

21. 第十六条の次に次の二条を加える。

21. (自治研修所)

21. 第十七条県職員及び市町村職員の資質の向上を図るために、愛知県自治研修所を名古屋市中区に設置する。

2. 愛知県自治研修所においては、次の事務をつかさどる。

2. 一 県職員の研修に関すること。

2. 二 愛知県自治研修所に次の課を置く。

2. 三 愛知県自治研修所に次の課を置く。

2. 総務課
研修課

4. 前項の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

4. 総務課

4. 文書及び公印の管守に関すること。

4. 職員の人事及び福利厚生に関すること。

4. 建物、附属設備及び物品の保全管理に関すること。

4. 研修団体に関すること。

4. 研修委員会に関すること。

4. その他研修課の主管に属しないこと。

4. 県職員の研修基本計画に関すること。

4. 部局研修その他の職員研修の企画及び実施に関すること。

4. 市町村職員研修の助言及び協力に関すること。

4. 環境情報の収集及び提供に関すること。

4. 環境技術の普及及び提供に関すること。

4. 自然環境の保全に係る調査研究に関すること。

4. 環境情報の収集、解析及び提供に関すること。

4. 環境技術の普及及び提供に関すること。

4. 第二十四条第四項企画情報部の分掌事務中第一号及び第二号を次のように改める。

4. 第二十四条第四項企画情報部の分掌事務中第一号及び第二号を次のように改める。

4. 第二十五条第三項の表愛知県女性相談センター海部駆在室の項中「愛西市」の下に「、弥富市」を加える。

4. 第二十六条及び第二十七条を削り、第二十八条を第二十六条とし、第二十九条を第二十七条とする。

4. 第三十条第一項の表運用部の項中「療育支援課」を「療育支援課
地域移行推進課」に改め、同条第二項運用部の分掌事務中第十四号を第十六号とし、第七号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の二号を加える。

4. 施設利用者の地域生活への移行に関すること。

4. 心身障害者コロニーの再編計画に関すること。

4. 第三十条第二項総務課の分掌事務中第七号から第九号までを削り、第十号を第七号とし、同項療育支援課の分掌事務の次に地域移行推進課の分掌事務として次のように加える。

4. 地域移行推進課

4. 施設利用者の地域生活への移行に関すること。

4. 心身障害者コロニーの再編計画に関すること。

4. 施設利用者の療育に関する企画調整に関すること。

4. 施設利用者の入所及び退所に関すること。

4. 施設利用者の療育に関する情報及び資料の収集に関すること。

4. 第三十条を第二十八条とする。

4. 第三十一条第二項管理課の分掌事務第九号中「通院医療費の公費負担」を「精神通院医療の支給認定の申請」に改め、同条を第二十九条とし、同条の次に次の二条を加える。

4. (総合看護専門学校)

4. 第三十条 愛知県立総合看護専門学校に次の課を置く。

2. 総務課

2. 前項の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

2. 総務課

2. 文書及び公印の管守に関すること。

2. 職員の人事及び福利厚生に関すること。

2. 建物、附属設備及び物品の保全管理に関すること。

2. その他の教務課の主管に属しないこと。

2. 学生の募集、入学、退学、転学、休学及び卒業に関すること。

2. 学生の成績の評価に関すること。

2. 学籍簿その他の学生に関する表簿の整理に関すること。

2. 授業計画その他の教務一般の連絡調整に関すること。

2. 学生の団体活動に関すること。